

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第9回総会
開催日時	令和4年12月26日（月） 午後1時30分 開会 午後2時29分 閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 4番 菅 原 浩 之 7番 柴 崎 専 一 10番 佐 藤 幸 治 13番 鈴 木 泰 子 16番 尾 張 勝 二 19番 芳 賀 秀 二 22番 上 野 栄 公 2番 佐々木 まき子 5番 田 島 幹 雄 8番 佐 藤 瑛 彦 11番 松 野 秀 郎 14番 浅 野 和 宏 17番 芳 村 忠 市 20番 小野寺 義 幸 23番 門 馬 一 郎 3番 櫻 井 利 光 6番 阿 部 晃 徳 9番 鈴 木 巖 12番 阿 部 静 男 15番 五十嵐 幸 喜 18番 三 塚 芳 毅 21番 佐 藤 久 順 24番 高 橋 清 範
	（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、 主事 三浦 翼 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美
議 題	報告第31号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第32号 使用貸借権の合意解約について 報告第33号 農地の現状変更届出について 報告第34号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第62号 非農地証明願について 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第64号 空き家に附属した農地指定解除について
会 議 結 果	議案第59号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第60号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第61号 許可相当との意見を付すこととした。

	議案第 62 号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第 63 号 原案のとおり決定した。 議案第 64 号 原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 4 年度登米市農業委員会第 9 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 諸般の報告
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、14 番 浅野 和宏 委員、16 番 尾張 勝 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は、本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 31 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 31 号を終わります。
議長	日程第 5、報告第 32 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。

	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 32 号を終わります。
議長	日程第 6、報告第 33 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 33 号を終わります。
議長	日程第 7、報告第 34 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 34 号を終わります。
議長	日程第 8、議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、借受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。 第 6 号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり、

事務局	転貸にはあたりません。 進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。 2 番 佐々木 まき子 委員
2 番委員	登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 12 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第 3 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 6 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、栗原市築館に居住する借受人が、同じく栗原市築館に居住する貸付人から、高齢により耕作できないとの意向を受けて、迫町新田地内の農地を賃借するものです。 借受人は、栗原市でおよそ 383 アールの経営農地の全てを耕作しており、保有している機械の能力などからみて、農地を効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 12 月 26 日 現地調査委員 3 番 櫻井 利光 委員 6 番 阿部 晃徳 委員 2 番 佐々木 まき子 委員
議長	次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。 16 番 尾張 勝 委員
16 番委員	登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 4 年 12 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

	農地法第3条の進行番号8番については、別紙議案説明資料7ページから13ページに記載されているとおりです。 申請内容は、岩手県一関市に居住する借受人が、同じく岩手県一関市に居住する知人である賃貸人から、賃貸人の要望により、中田町上沼地内の農地を借り受け、耕作を行うものです。 借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。 進行番号12番については、別紙議案説明資料14ページから20ページに記載されているとおりです。 申請内容は、岩手県一関市に居住する譲受人が、仙台市に居住する譲渡人から、譲受人の要望により、中田町上沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。 譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和4年12月26日 現地調査委員 1番 岩淵 勉 委員 19番 芳賀 秀二 委員 16番 尾張 勝 委員
議長	調査報告が終わりました。 地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。 なお、進行番号2番、3番については、6番 阿部 晃徳 委員、進行番号10番、11番については、15番 五十嵐 幸喜 委員 の担当となっておりますが、本日、欠席および遅参ということで、両委員から支障なしとの報告を受けております。 なお、進行番号5番、6番については、私が担当委員となっており、支障はありません。
議長	進行番号4番について、21番 佐藤 久順 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号7番について、9番 鈴木 巖 委員 《支障なしの声を確認》

議長	進行番号 9 番について、5 番 田島 幹雄 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 13 番について、1 番 岩淵 勉 委員 《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 15 番について、12 番 阿部 静男 委員 《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
19 番委員	進行番号 15 番の石越の案件なんですけれども、新規で 3 条の賃貸借ということで記載されているんですけれども、新規で、今、こういう中間管理とか色々ある世の中で、なぜにわざわざ 3 条で、しかも賃貸料金が結構、金額が高い設定になっていると思うんですけれども、受け手の方も自営で約 4 町歩の農地持っている方ってということなので、基盤法とか色々使えるものがあると思うんですけれども、これをあえて 3 条であげてきた理由とか、その他もろもろあれば教えていただきたいと思います。
事務局	進行番号 15 番の借受人の方につきましては、あっせん相当で利用権のほうも検討したんですけれども、従事日数が一定の基準を超えないものでしたので、3 条、そして当初、中間管理ではなく農地法 3 条、相対か利用権かというお話をお受けしていたので、中間管理ではなく農地法 3 条でというかたちになりました。 金額については、お互いの話し合いの中で決定したものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。
議長	芳賀 秀二 委員さん、よろしいですか。
19 番委員	あっせんのほうで多分、日数、年間の農業従事日数というのに多分ひっかかったという話だったんですけれども、この方、4 町歩に更にここから 2 町歩プラスしていくっていうので、クリアって出来ないんですか。 こういう従事日数的なところって、これからの予定、要は、あと 2 町歩増えるから日数増えるっていうことでクリアって出来ると思うんですけれども。予定の部分でも膨らませることは出来るはずですよ。すみません、お願いします。

事務局	色んな理由もあるんですけども、まずもってですね、受け手の方、職員の方になります。
19 番委員	分かりました。
議長	よろしいですか。職員だそうです。
19 番委員	はい。
議長	他に質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 59 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 9、議案第 60 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 10、議案第 61 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、第 4 条申請が 1 件、第 5 条申請が 11 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われま
	す。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

2 番委員	はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。 2 番 佐々木 まき子 委員 農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 24 ページから 26 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に資材置場を設置し使用するため、一時転用するものです。農地区分としては、第 1 種農地に区分されますが、転用における周囲への影響も見受けられず、工事期間のみの一時的な利用であり、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 2 番、5 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 29 ページ、36 ページから 38 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 30 ページから 32 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 33 ページから 35 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、特定建築条件付売買予定地の造成をするものです。農地地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 12 月 26 日 現地調査委員 3 番 櫻井 利光 委員 6 番 阿部 晃徳 委員 2 番 佐々木 まき子 委員
議長	次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。 16 番 尾張 勝 委員

16 番委員

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料21ページから23ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農業用倉庫、ハウス兼農機具置場を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料39ページから41ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎、農機具置場、わら置場、ロール置場を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料42ページから44ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料45ページから47ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に共同住宅を新築及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料48ページから50ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

	進行番号 10 番については、別紙議案説明資料 51 ページから 53 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 11 番については、別紙議案説明資料 54 ページから 56 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内の区域の農地である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上のとおり報告します。 令和 4 年 12 月 26 日 現地調査委員 1 番 岩淵 勉 委員 19 番 芳賀 秀二 委員 16 番 尾張 勝 委員
議長	調査報告が終わりました。 これより、議案第 60 号、議案第 61 号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。
議長	《質疑なしの声を確認》 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 60 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 60 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は、許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。
議長	次に、議案第 61 号を採決します。 お諮りします。

	本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 61 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は、許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。
議長	日程第 11、議案第 62 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
議長	《事務局説明》 本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 62 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 62 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	日程第 12、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案件については、所有権移転が 10 件、利用権設定が 56 件、一括方式が 6 件となっております。

議長	利用権設定の進行番号 10 番と一括方式の進行番号 2 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。 したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。 はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 10 番についての審議に入ります。 本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしのを確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 63 号の利用権設定の進行番号 10 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。

議長	よって、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 10 番は原案のとおり決定しました。 11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。 《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号 2 番についての審議に入ります。 本案件は 17 番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。 《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 63 号の一括方式の進行番号 2 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の一括方式の進行番号 2 番は原案のとおり決定しました。
議長	17 番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。

	《着席を確認》
議長	次に、議案第 63 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 63 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 63 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」については、原案のとおり決定しました。
議長	日程第 13、議案第 64 号「空き家に附属した農地指定解除について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
議長	《事務局説明》 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。

	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第 64 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 64 号「空き家に附属した農地指定解除について」は原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 4 年度第 9 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 4 年 12 月 26 日

議 長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 14 番

浅野 和宏

議事録署名人 16 番

尾張 勝